

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第3条の2第2号に規定する別に定める場合について準用する。

この場合において、同項第1号中「1歳に」とあるのは「1歳6箇月に」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と、同項第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

第4条第3項中「第5条第4号」を「第5条第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)